

第1章 プラン策定の趣旨

1 プランの策定にあたって

本市の高齢者保健福祉を推進するための実施計画である秋田市高齢者プランは、高齢者を取り巻く状況の変化に合わせ、目指すべき方向を示すとともに、その実現のための具体的な施策を実行することを目的に、3年ごとに見直しを行いながら策定してきました。

今回新たに策定する第9次秋田市高齢者プランは、第8次秋田市高齢者プランの基本的な考え方などは引き継ぎつつ、高齢者の持つニーズの多様化や新たな課題などを踏まえ、見直しを行って策定するものです。

(1) 策定趣旨

全国的に人口減少と少子高齢化が進み、7年後の2025年には、いわゆる団塊世代の全てが75歳以上となるほか、22年後の2040年にはその子どもたち（いわゆる団塊ジュニア世代）が65歳以上になるなど、日本の人口全体の高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。

また、本市のようにもともと高齢者数が多い地方都市でも、東京周辺の都市部のように急速な増加はしないまでも、75歳以上の人口は、緩やかに増え続けていくものと見込んでいます。

このような状況の中において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自分らしく自立した日常生活を営み続けていくためには、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、要介護状態の軽減と重度化防止、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を構築し、本市の実情に応じて推進していくことが重要であると考えられます。また、国においては、平成29年に、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）が公布され、この中には、地域包括ケアシステムの強化をはじめ、介護保険制度の持続可能性を確保するための各種方策が盛り込まれています。

こうしたことを踏まえ、本市を取り巻く状況や高齢者の実情に応じた保健・福祉サービスや介護サービスの提供量と提供体制を確保し、必要とされる各種の施策・事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的として、第7期秋田市介護保険事業計画を包含した第9次秋田市高齢者プランを策定するものです。

(2) 策定方針とプロセス

ア 策定方針

プランには、老人福祉法および介護保険法によりプランの中に定めるものと規定されている事項（下記に記載）をはじめ、本市を取り巻く状況や課題を踏まえて取り組むべき各種施策・事業を盛り込むこととします。なお、高齢者プランは市が主体となって取り組むものについて定める行政計画書であることから、市以外の機関や団体が行うものについては、対象としません。

▼ 法により定めるものとされている事項（努力義務含む）

- ・老人福祉事業の量の目標および事業量の確保のための方策
- ・介護サービスの種類ごとの量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- ・地域支援事業の量の見込みおよび見込量の確保のための方策
- ・介護サービスの種類ごとの量、給付費の額、地域支援事業の量、地域支援事業の費用の額に関する中長期的な推計
- ・介護保険料の水準に関する中長期的な推計
- ・介護サービス事業者相互間の連携の確保およびサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- ・地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- ・認知症高齢者等の地域における自立した日常生活の支援に関する事項
- ・医療との連携に関する事項
- ・高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項
- ・高齢者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

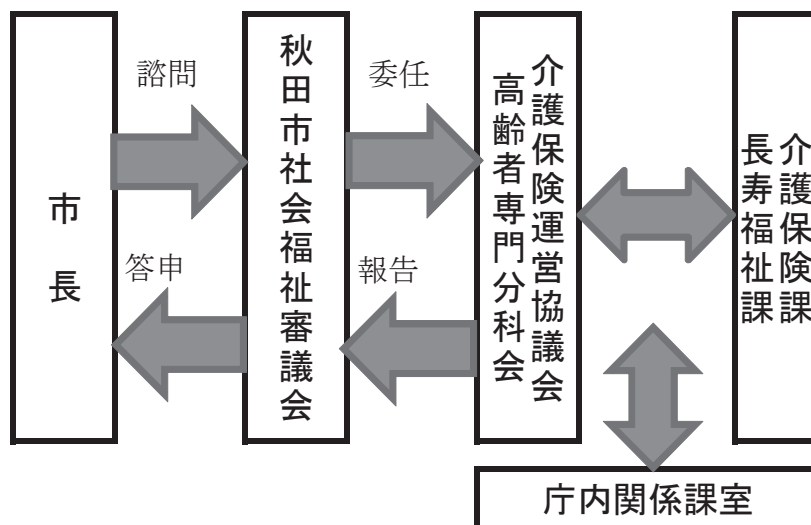
また、国から示されている基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に沿って内容を精査しています。

▼ 基本指針における基本的事項

- ・地域の高齢化の状況に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・団塊の世代が75歳以上となる2025年度を見据えた取組
- ・医療計画との整合性の確保
- ・地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと生活支援体制整備等の推進
- ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質向上
- ・介護に取り組む家族等への支援の充実
- ・認知症施策の推進
- ・高齢者虐待の防止
- ・介護サービス情報の公表
- ・効果的かつ効率的な介護給付の推進

イ 策定プロセス

プランの策定については、社会福祉法の規定に基づき本市条例により設置している秋田市社会福祉審議会に市長から諮問し、実際の策定作業は、同審議会から委任された高齢者専門分科会および介護保険運営協議会において審議を行いながら進めたものです。



また、策定に際して、市民や地域の実態を把握するための基礎資料として、「介護予防・日常生活圏域高齢者ニーズ調査(※)」と「在宅介護実態調査(※)」を実施しています。加えて、プランに市民の方々の意見を反映していくために、パブリックコメントによる意見聴取を行っています。

※ 介護予防・日常生活圏域高齢者ニーズ調査と在宅介護実態調査の概要や調査結果については、第2章に掲載しています。

2 プランの概要

秋田市高齢者プランは、介護保険サービスを含む本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画として策定するものです。

(1) 概要

高齢者福祉に関する法定計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画があります。秋田市高齢者プランはこれら2つの計画を一体のものとして策定します。

秋田市高齢者プラン		
根拠法	老人福祉法	介護保険法
根拠条項	第20条の8	第117条
計画名	市町村老人福祉計画	市町村介護保険事業計画
計画内容	老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画	3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

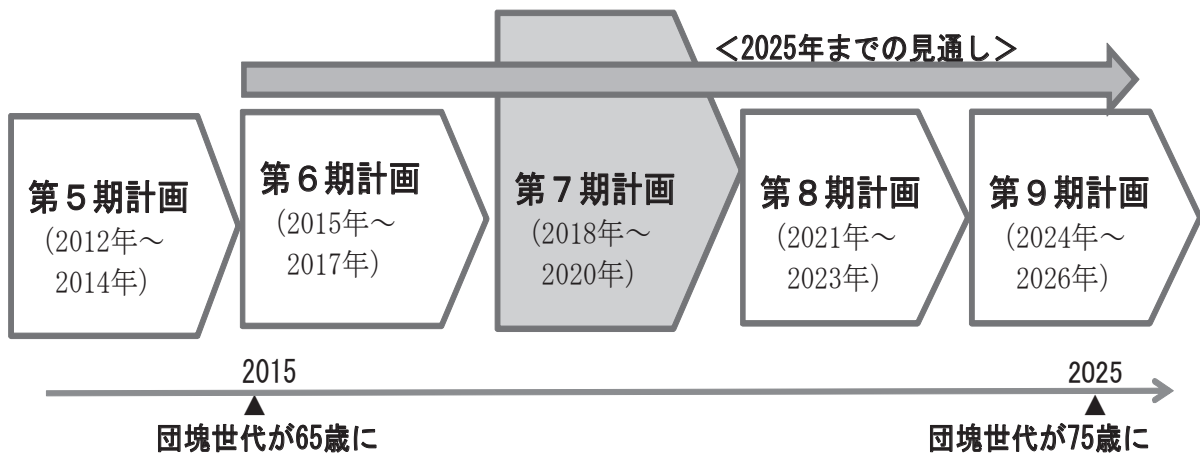
(2) 計画期間

老人福祉計画には計画期間の定めはありませんが、介護保険事業計画の計画期間は、介護保険法により3年を1期とすることが定められています。

このため、本市の高齢者プランは3年ごとに策定することとなり、第9次高齢者プランの計画期間は、2018年度から2020年度までの3年間となります。

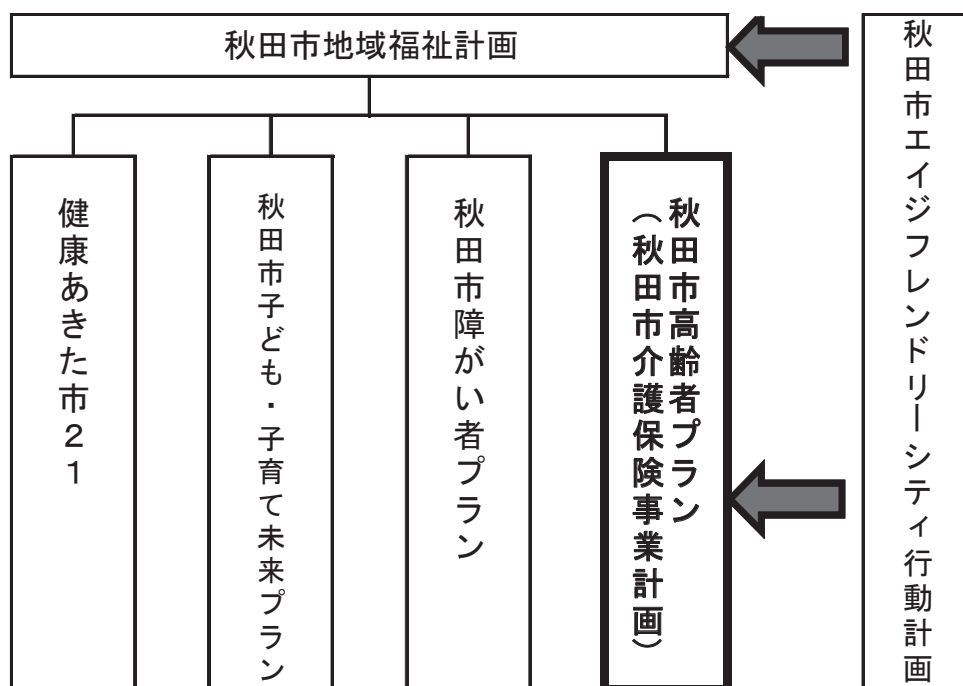
なお、計画期間は3年間ですが、策定にあたっては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えたものとする必要があります。

年度	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020
計画期間	第7次高齢者プラン (第5期介護保険事業計画)			第8次高齢者プラン (第6期介護保険事業計画)			第9次高齢者プラン (第7期介護保険事業計画)		



(3) 位置付け

高齢者プランは、市政全体の基本構想である「秋田市総合計画」のもと、総合計画が目指す基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」を実現するための福祉保健部門の基本計画である「秋田市地域福祉計画」を上位として、他の福祉および保健に関する計画との整合性を図るとともに、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」に基づく理念を踏まえた計画とします。



(4) 推進体制

高齢者プランは、本市における高齢者福祉施策全般に関する実施計画であることから、掲載している各種施策・事業については、着実な推進が求められます。

このため、市役所内の関係課所室との連携はもとより、介護サービス事業所や医療機関、福祉・保健・医療などの関係団体、地域住民などとの連携を図り、協力して取り組むことが必要です。また、社会福祉審議会高齢者専門分科会および介護保険運営協議会をはじめ、市の保健福祉施策を協議する各種協議会（地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営協議会、認知症施策検討委員会、高齢者虐待防止連絡協議会、在宅医療・介護連携推進協議会など）における審議を通じて、施策の実効性を高めていくことも必要です。

加えて、国の施策の方向性などを注視するとともに、県や県内市町村、各中核市などとの情報交換を行いながら、施策・事業の円滑な実施を図ります。

(5) 進行管理

高齢者プランを着実に推進し、施策・事業の実効性を高めていくためには、設定した目標に対する実績評価を行うなど、進捗状況を検証して成果を分析するとともに、課題等があれば必要に応じて適宜見直しを行うなど、プランのさらなる改善に向けて継続的に取り組むことが必要となります。

このため、プランの策定（P l a n）に基づく施策・事業の実施（D o）を受けて、実施状況や効果の評価・分析（C h e c k）し、さらに見直しを行って改善していく（A c t i o n）といった【P D C Aサイクル】の活用により、プランの進行を管理し、内容の質を継続的に高めていきます。

進行管理については、客観性を確保する必要があることから、施策・事業の実施状況などを定期的に点検・評価し（一次評価）、その結果を社会福祉審議会高齢者専門分科会や保健福祉施策を協議する各種協議会などに報告して評価する（二次評価）とともに、いただいた意見などを今後のプラン展開に反映していきます。

▼ P D C Aサイクルのイメージ図

